

節税レポート



平成 20年 12月号

発行日 2008.12.1

今月のテーマ 役員に対する給与

定期同額給与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

11月号では、「役員に対する賞与も一定の要件をクリアすれば、損金に算入できます」とお話ししました。
今月は役員に支給する、毎月の給与について、お話しします。
毎月の給与でも、このような場合は損金に算入できませんよ！
「注意しましょう」と言う話になります。

I 定期同額給与

定期同額給与とは、支給時期が月単位より短い一定の期間内で支給され、毎回の金額が一定であるもの。

改正前(平成17年度まで)は、定時株主総会で役員の給与増額改訂した場合、差額分を事業年度始めまで遡って支給することができました。

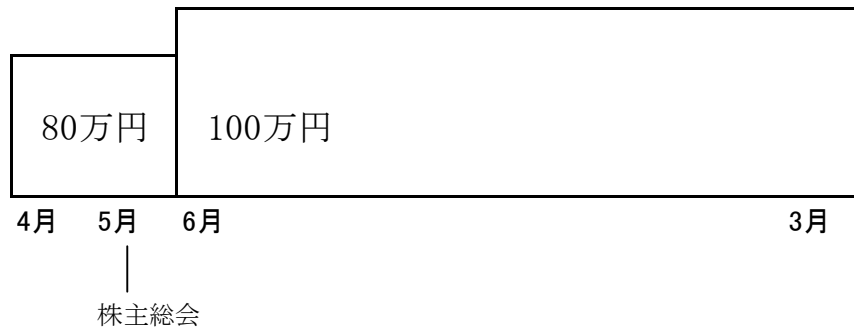
改正後は遡っての支給額は損金に算入されません。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

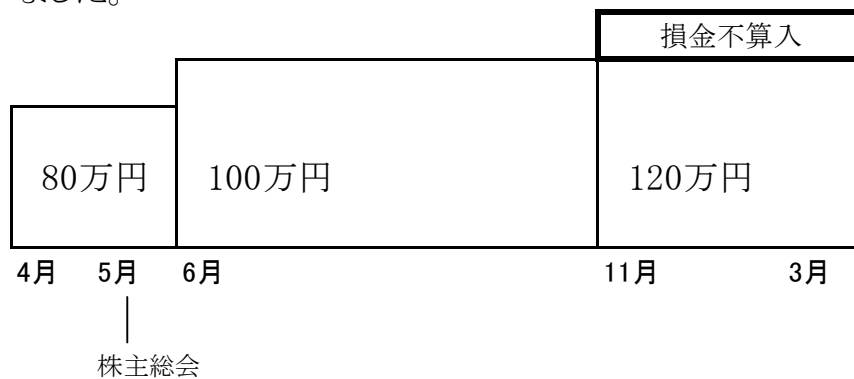
定期同額給与を図で見ると、こうなります。

(事業年度 4月1日～翌年3月31日)

- 1 5月の定時株主総会で承認され、6月給与から増額された。
これまで、80万円であった給与を100万円にアップ--**全額
損金算入**



- 2 5月の定時株主総会で承認され、6月給与から増額された。
これまで、80万円であった給与を100万円にアップ
予想以上に業績が良いので、11月から再度120万円に上げ
ました。



- 1) 11月からアップした額は**損金不算入**となります。

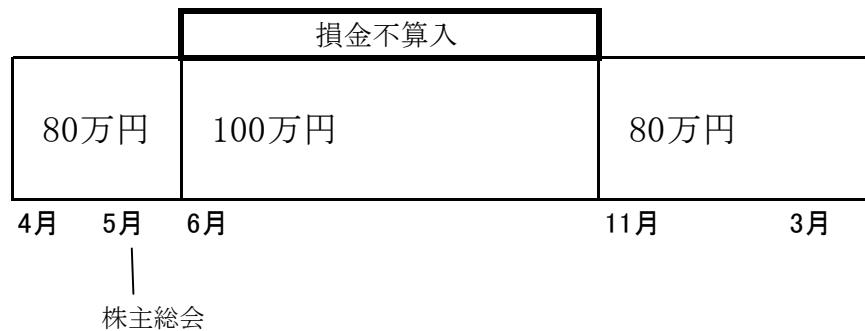
$$(120 - 100) \times 5月 = 100万円$$

- 2) ただし、この増額がつぎにあげる「臨時改定事由」に該当するときは、認められます。

① 役員の職制上の地位の変更

② その役員職務の内容の重大な変更

- 3 5月の定時株主総会で承認され、6月給与から増額された。これまで、80万円であった給与を100万円にアップ
資金繰りがつかないため、11月から再度80万円に戻した。



- 1) 6月から10月の増額分が**損金不算入**となる。

$$(100 - 80) \times 5 \text{月} = 100 \text{万円}$$

- 2) ただし、次の「業績悪化改定事由」がある場合は、給与の減額が認められます。

- ① 経営状態の悪化により、従業員の給与を一律カットせざるをえない状況
- ② 大口の得意先が倒産し、売掛債権の回収が危ぶまれ、経営の危機に陥った

- 4 事業年度はじめから、役員給与をアップしたい場合はこうします。

3月末決算の会社の場合 4月5日に臨時株主総会を開いて、4月の給与から上げることを決議するのです。

いずれにしても、会社の業績見込みを立てることが、基本になります。